# 入札説明書

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

県南振興局ネットワーク構築業務委託

(2) 業務の仕様等

要求仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 履行場所

長崎県総務部スマート県庁推進課及び長崎県県南振興局

# 2 予定表

公告日		4月18日			
質問(1回目)	提出期間	4月18日	~	5月 2日	(17:00)
	回答期限	5月 9日			
質問(2回目)	提出期間	5月 7日	~	5月13日	(17:00)
	回答期限	5月16日			
資格審査	申請期間	4月18日	~	5月 2日	(17:00)
	結果通知期限	5月26日			
機能証明書の提出期限		5月19日			(17:00)
入札保証金納付申出書の提出期限		5月19日			(17:00)
入札保証金免除申請書の提出期限		5月19日			(17:00)
入札保証金の納付期限		5月29日			
入札書の受領期限		5月29日			(17:00)
入札(開札)の日時		5月30日			(14:30)

## 3 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、予定表の提出期間に「質問書(様式第4号)」にて提出すること。 提出は郵送、持参、Eメール又はFAX等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

(提出場所) 長崎県総務部スマート県庁推進課

(Eメール) s01290c アットマーク ma. pref. nagasaki. jp (アットマークを「@」に変更すること) (FAX) 095-895-2556

※予定表の回答期限までに書面(FAX)で回答する。全参加者に関する事項は、長崎県総務部スマート県 庁推進課ホームページにも掲載する。

#### 4 機能証明書の提出

入札参加希望者は、機能証明書を「機能証明書作成要領」に基づき作成し、予定表の提出期限までに書面で 提出すること。提出は郵送持参、Eメール又はFAX等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。審査 が完了次第速やかに結果を連絡する。不合格の場合、必要に応じて機能証明書を修正し、再度、審査を受ける ことができる。ただし、提出期限後の修正、再提出はできないので、できるだけ期限に余裕をもって提出する こと。また、入札後、機能証明書の記載誤り、記載漏れなどにより要求仕様書の機能を満たしていないことが 明らかになった場合は、公告「13 入札の無効」の(1)に該当し、入札は無効となる。

(提出場所) 長崎県総務部スマート県庁推進課

(Eメール) s01290c アットマーク ma. pref. nagasaki. jp (アットマークを「@」に変更すること) (FAX) 095-895-2556

#### 5 入札書の記載方法

- (1) 入札金額(首標金額) は訂正することができない。
- (2) 入札書の提出後は、書換え、引換え及び撤回することができない。
- (3) 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。
- (4) 再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の提出済の印鑑を押印したものに限る。) を提出すること。

#### [注意事項]

#### ○郵送の場合

- ①入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること
- ②入札書は必要事項に記載、押印(代理人の記名、押印はしないこと)のうえ当該入札書を内封筒に封かん し、当該内封筒に、入札者の商号又は名称、入札業務名を記載すること
- ③入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑(長崎県へ届出済の 印影があるものに限る。)を訂正個所に押印すること
- ④入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること
- ⑤入札書の宛名は長崎県知事とすること
- ⑥外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及 び連絡先(電話番号、FAX番号)を記載すること

## 〇再度入札の場合

- ①入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札業務名を記載し提出すること
- ②入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑(代理 人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑)を訂正個所に押印すること。入札 書の押印を省略する場合は、開札時に本人確認を行うため、本人であることを証明できる書類(運転免許 証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等)を提示すること
- ③入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること
- ④入札書の宛名は長崎県知事とすること

# 6 入札保証金

- (1) 見積もった契約希望金額の 100 分の 5以上の金額を予定表の納付期限までに納付すること(落札者とならなかった場合は、入札(開札)終了後に口座振替にて還付する)。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
  - ○保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - ○入札日(開札日)の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政 法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約 を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出したとき。
    - なお、契約を証明するものとは、令和5年4月1日から入札日(開札日)の前日までに締結した契約書の 写し等とする。
    - また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。
    - ア 3,000万円以上
    - イ 3,000万円未満1,000万円以上
    - ウ 1,000万円未満
- (2) 納付の方法
  - ○「入札保証金納付申出書(様式第5号)」を予定表の提出期限までに提出すること(郵送、持参又はFAX 等)。
  - ○申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。
  - ○金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書(様式第6号)」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、予定表の納付期限までに提出すること(郵送、持参又はFAX等)。
- (3) 注意事項

- ○納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできない。
- ○入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。
- ○入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5パーセント以上となる。例えば、1,000,000 円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと 1,100,000 円となるため、入札保証金は50,000 円以上ではなく55,000 円以上となるので注意すること。入札保証金が50,000 円の場合は、909,091 円までしか入札できず、1,000,000 円の入札は無効となる。
- ○入札保証金の免除手続書類は、予定表の提出期限までに「入札保証金免除申請書(様式第7号)」を提出すること(郵送、持参又はFAX等)。
- ○契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額 とすることはできない。

#### 7 契約保証金

- (1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- (2) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。 ○保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ○入札日(開札日)の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政 法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約 の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、履行を証明するものとは、令和5年4月1日から入札日(開札日)の前日までに履行完了した契約に係る契約書の写し及び発注者の「履行証明書(様式第8号)」等とする。

また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア 3,000万円以上

- イ 3,000万円未満1,000万円以上
- ウ 1,000万円未満

#### 8 落札者の決定方法等

- ○開札日において、期限までに提出された全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。
- ○期限までに提出された入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会い のもとに、その場で、再度、入札を行う。
- ○再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限る。

#### 9 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に契約締結ができるよう手続を行い、契約 書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。